

“ANA旅行積立プラン”契約約款

第1条(約款の適用範囲)

ANAセールズ株式会社(以下、「当社」といいます。)、おお客様との間で締結する代金分割前払方式、または代金一括前払方式による当社発行の旅行券購入契約(以下、「ANA旅行積立プラン」契約)といはます。よ、この約款の定めるところによります。ただし、当社がおお客様との間で書面によりこの約款の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条(ANA旅行積立プラン利用目的)

個人、グループもしくは会社でお申込みいただくANA旅行積立プラン「契約」は、個人旅行、グループ旅行、社員旅行、研修旅行等の積立を目的といたします。満期をもって旅行券全額をお引き渡しいたします。ご利用にあたっては、当社が販売する国内旅行・海外旅行またはおお客様のご希望に応じたご旅行の代金に充当いたします。

第3条(積立限度額)

ANA旅行積立プラン「契約」において、満期旅行券額は1万円単位とし、その下限を10万円とします。ただし、当社が認められたものはこの限りではありません。

第4条(契約の申込み)

当社にANA旅行積立プラン「契約」のお申込みをしようとするお客様は、次のいずれかのコース(以下、「お支払いコース」といいます。を)選択のうえ、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。

(1) 毎月払いコース

第7条に定めた支払い方法により、旅行券代金を分割して毎月均等払いでお支払いいただくコースです。毎月の積立金額は5,000円以上で、積立回数には12・18・24・30・36・42・48・54・60回(9の9通り)となります。(分割してお支払いいただく旅行券代金を以下、「分割払金」といいます。)

(2) 一時払いコース

旅行券代金全額を第7条に定めた支払い方法により一括してお支払いいただくコースです。預入期間は12・18・24・30・36・42・48・54・60ヶ月の9通りとなります。(一括してお支払いいただく旅行券代金を以下、「一時払金」といいます。)

第5条(契約の成立)

ANA旅行積立プラン「契約」は、毎月払いコースでは当社が前条の申込書を受領した後、当社がおお客様に「お支払い計画のご案内」を送った時に、また、一時払いコースでは当社が前条の申込書及び一時払金を受領した時にそれぞれ成立します。

第6条(クーリング・オフ制度)

お客様が、「ANA旅行積立プラン」契約を申し込まれた場合、またはANA旅行積立プラン「契約」を締結された場合は、お申込日を含めて8日間は当該契約の申込みの撤回または当該契約の解除(以下、両者をあわせて「申込みの撤回等」といいます。を)それぞれ書面により行うことができます。

前項の申込みの撤回等の意思表示をされるお客様は、当社所定の解約申込書に所定の事項を記入し、申込書に押印された印と同一の印を押印して、当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクあてに提出していただきます。この場合は、解約申込書を当社が受領した時に申込みの撤回等の効力が生じます。

第1項の申込みの撤回等の意思表示を郵便でなされるお客様は、当該契約の申込みの撤回等を行う意思を明記し、お客様の住所・氏名を記入し、申込書に押印された印と同一の印を押印した書面を当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクあてに書留郵便にて送付していただきます。この場合、当該書留郵便に付された消印日がお申込日を含めて8日以内のときに限り、当該書留郵便に付された消印日に申込みの撤回等の効力が生じます。

当社は、「ANA旅行積立プラン」契約が第1項の規定に基づいて申込みの撤回等が行われた場合で、お客様からすでに旅行券代金の一部または全部のお支払いを受けているときは、お支払いを受けた金額全額を現金にて払い戻しいたします。なお、払戻金には利息を付しません。

第7条(旅行券代金等)

旅行券代金は、お客様の希望する満期旅行券額よりお支払いコースに応じてあらかじめ当社が定めたサービス額を割り引いた金額とします。

お客様は、分割払金を申込書において当社が指定したお支払日に預・貯金口座自動振替の方法により、当社にお支払いいただきます。

また一時払いコースを選択されたお客様は、申込書受領後当社が指定したお支払日までに、旅行券代金全額を一括して銀行振込の方法によりお支払いいただきます。

当社は、預・貯金口座自動振替の方法によるお支払いの場合には、お客様の金融機関預金通帳または郵便貯金通帳に記載された記録をもって、一時払いコースの旅行券代金を金融機関への振込によるお支払いの場合には、金融機関の発行する振込金受領書をもって、それぞれ旅行券代金の領収書に代させていただきます。

預・貯金口座自動振替の方法によるお支払いの場合で、お客様が第10条第1項の支払中止の変更届を当社に提出し、当社がこれを受理した後、同条項の定めに基づき、当社が支払中止後の旅行券額を確定した後、当該確定の計算の対象とした分割払金の他に、当初次回分として予定されていた引落金額を、当社の事務都合により過剰に口座引き落としすることがあります。その場合は、当該金額を当該引き落としのあった日から30日以内の当社の指定する日に、お客様の該当口座へ振込により返金いたします。なお、過剰に引き落とされた金額にはサービス額は付きません。

第8条(分割払金滞滞の場合の措置)

当社は、お客様の指定した預・貯金口座から、お支払日に残高不足等の理由により分割払金の引き落としができないときは、翌月の当該日以前未払いの分割払金をあわせて引き落としいたします。

第9条(旅行券のお引き渡し)

当社は、お客様が第7条第2項の定めに従い、旅行券代金全額のお支払いを完了されたとき、毎月払いコースの場合は、最終のお支払いのあった日から起算して30日以内の当社が指定する日以降に、一時払いコースの場合は、預入設定期間終了日から起算して30日以内の当社が指定する日以降に、それぞれお客様の申し込まれた旅行券全額を当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクよりお客様にお引き渡しいたします。

当社は、第10条第1項の定めに従い、分割払金のお支払い、または預け入れを中止されたときは、お客様が変更届を当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクに提出された日から60日以内の当社が指定する日以降に、別表に従って算出した旅行券額を当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクよりお引き渡しいたします。

当社は、前各項の定めによりお客様が申し込まれた旅行券のお引き渡しを受けられるようになった日から10年を経過しても当該旅行券のお引き取りのな、ときは、旅行券のお引き渡しの責めを免れます。

第10条(契約の変更)

お客様は、何時でも当社に申し込まれた旅行券の券面額を、別表に従って算出した金額に減額することにより、分割払金の支払いを中止して(一時払いコースの場合は預入期間を短縮して)当該旅行券を引き取ることがあります。この場合に旅行券のお引き渡しは、お客様が変更届を「ANA旅行積立プラン」専用デスクに提出した日から60日以内の当社が指定する日以降に、「ANA旅行積立プラン」専用デスクより行います。

前項の旅行券の引き渡しには、第9条第3項を準用いたします。

第1項の定めによる「ANA旅行積立プラン」契約の変更の申し入れについては、当社所定の変更届に変更事項を記入のうえ、申込書に押印された印と同一の印を押印して当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクに提出していただきます。

第1項で定める場合を除いては、お客様は「ANA旅行積立プラン」契約において定めた満期旅行券額、旅行券代金、分割払金の額・分割払金の支払期間、一時払金の預入期間、お支払いコースを変更することはできません。

第11条(契約の解除)

お客様は、当社の責に帰すべき事由により申し込まれた旅行券のお引き渡しを当社ができなくなったときは、当該「ANA旅行積立プラン」契約を解除することができます。

当社は、「ANA旅行積立プラン」契約後、お客様の利用目的が適切でない、または信義に反すると認められ

たときは、契約を解除することができます。すでに旅行券代金の一部、または全部のお支払いを受けているときは、お支払いの金額全額を当社が指定する日に、お客様の当該口座へ振込により返金いたします。この場合、サービス額は付きません。

当社は、お客様が分割払金の支払いを2ヶ月以上連続して滞滞した場合、お支払いを書面で催告し、更に翌月のお支払日まで未払金の全額をお支払いいただけない場合には、当該「ANA旅行積立プラン」契約を解除することができます。

第12条(解除の効果)

当社は、前条第1項の定めに従い、「ANA旅行積立プラン」契約を解除されたときは、お客様がそれまでに支払われた分割払金の総額と各分割払金または一時払金に対し各支払われた日から中途解除のあった日までの間について、商事法定利率(現行:年6%)を乗じて算出した金額の合計額をお客様に現金でお支払いいたします。

前条第3項の定めに従い、「ANA旅行積立プラン」契約が解除されたときは、お客様は、当社との間でそれまでにお支払いいただいた分割払金を基礎額とし、別表に従って算出される金額の旅行券の購入契約を新たに締結したものとみなします。お支払いいただいた分割払金は、新たな旅行券の購入契約の代金に充当させていただきます。この場合、当社がおお客様に解除通知を発した日から60日以内の当社が指定する日以降に、別表に従って算出した旅行券金額に相当する旅行券を当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクよりお引き渡しいたします。

前項の旅行券のお引き渡しには、第9条第3項の規定を準用いたします。

第13条(切り捨て計算)

当社は、第9条第2項、第10条第1項及び第12条第2項により、別表に定める算出方法をもって旅行券金額等を算出する場合、千円未満の金額については切り捨て計算をいたします。千円未満切り捨ての結果、契約の変更・解除の場合、券面額がすでにお支払いいただいた総額を下回ることがあります。

第14条(申込書記載事項の変更)

お客様は、当社に提出された第4条に規定する申込書に記載またはインターネットを通じて送信されたご連絡先住所、氏名または預・貯金自動振替口座等に変更があったときは、直ちに当社所定の変更届に変更事項を記入のうえ当社の「ANA旅行積立プラン」専用デスクに通知しなければなりません。

前項の届出がない場合その他お客様の責に帰すべき事由により、当社からの通知および送付書類その他のものが、遅着または到着しなかった場合は、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

第15条(権利譲渡の禁止)

ANA旅行積立プラン「契約」に基づきお客様が取得する当社に対する権利は、譲渡、買入れ等の処分をすることはできません。

第16条(旅行券の効力ならびに取扱商品)

お客様が「ANA旅行積立プラン」契約に基づき購入された旅行券は下記の商品が購入できます。詳しくは別途お渡しする「ANA旅行券ご利用のてびき」の定めるところによります。

旅行券によりご購入いただける商品

当社の募集型企画旅行、当社が取扱う他旅行会社募集型企画旅行、当社による宿泊券を伴う手配旅行、ANA国内航空券、ANAギフトカードならびにANA旅行積立プラン「のお支払い」、2 お客様が「ANA旅行積立プラン」をお申込みになった時点で当社旅行券にて取扱していた商品、その後当社の都合によりお客様に通知することなく取扱をとりやめることがあります。

旅行券によりご購入いただけない商品

指定店舗以外での書籍・土産品・旅行用品・免税品などの物品、保険、外国通貨、旅行小切手類、JR券、ANA以外の国内航空券、ANAギフトカードならびにANA旅行積立プラン「のお支払い」、2 お客様が「ANA旅行積立プラン」をお申込みになった時点で当社旅行券にて取扱していた商品、その後当社の都合によりお客様に通知することなく取扱をとりやめることがあります。

第17条(個人情報の保護と利用)

お客様は、「ANA旅行積立プラン」契約お申込み時または第14条第1項に基づく届出時に、当社に提出またはインターネットを通じて送信した個人情報(申込み時及び届出時にお客様が記入または入力する属性等の情報)を、以下同様とします。X)収集、利用または提供に際し、以下の各号に同意するものとします。

(1) 当社が取引上の判断に基づき、収集・利用すること。
(2) 当社及び当社の委託した第三者が、「ANA旅行積立プラン」契約に基づく業務処理のために利用すること。
(3) 当社がおお客様に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をするために利用すること。

当社は、お客様の個人情報を注意して取り扱い、その保護に努めます。
お客様は、当社に対し宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。
お客様は、当社に対しお客様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、お客様の個人情報の内容が、正確または誤りであることが明らかになったときは、お客様は当社に対し、書面をもってその訂正または削除を求めることができます。

第18条(業務委託の同意)

当社は、預・貯金口座自動振替に係る業務をSMBCファイナンスサービス株式会社(東京都港区三田3-5-27)等に委託することがあります。

第19条(合意管轄裁判所)

当社とおお客様は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所といたします。

第20条(約款の改正)

この「ANA旅行積立プラン」約款は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の通告後、お客様が「ANA旅行積立プラン」契約に基づくお支払いをされた場合または旅行券にて当社所定の取扱商品を購入された場合は、改正に同意されたものとみなします。

附

本約款は平成16年3月1日より効力を発します。

附 則(平成16年6月1日改正)

本約款の改正は平成16年7月1日より効力を発します。

附 則(平成18年12月1日改正)

本約款の改正は平成19年1月1日より効力を発します。

別

第9条第2項、第10条第1項及び第12条第2項の定めに従い、旅行券の金額を算出する場合、旅行券額はすでにお支払いいただいた分割払金または一時払金に、それぞれの次により算出した額とします。(算出方法)

旅行券額は、お支払い済みの分割払金または一時払金と、お支払い済み月数(一時払いコースの場合はお支払いの翌月からお申し出があった月の前月までを月単位で計算した預入月数)に応じて、第4条に規定する契約のお申込み時において適用したサービス利率で算出した金額(1,000円未満は切り捨て)とします。

なお、お支払い済み月数(一時払いコースの場合は預入月数)が12ヶ月未満の場合は、サービス額は付きません。

(2007年1月1日現在)

お申込みの際には必ず契約約款をよくお読みの上、お申込みください。